

令和３年度第１回入札監視委員会の審議概要

開 催 日 時 令和３年５月２５日（火）午後１時３０分から午後４時０５分まで
 場 所 仮本庁舎３階 総務文教委員会室
 出席委員氏名 田中 幸輔 委員長
 椎屋 恵美 委員
 奥村 高史 委員
 牛草 敏憲 委員
 犬童 祐子 委員
 審議対象期間 令和２年１０月１日～令和３年３月３１日
 対象工事件数 ６９本
 抽出審議案件 ４本

質 問	回 答
抽出審議工事 １ 市営住宅立野団地防鳥ネット設置工事 （１）立野団地の全棟に防鳥ネット設置を行ったのですか。 （２）防鳥ネットは難燃性ポリエチレン製とのことですが、耐用年数はどのくらいですか？ （３）着工前の写真を見ると、青色や緑色のネットが張ってある所がありますが、全部外して新しいものを設置したのですか。 （４）指名業者はどの工種で選定したのですか。 （５）全国的にも専門業者がいると思いますが、今回の工事に関しては建築一式で指名したのですか。 （６）これまでに防鳥ネット設置工事は行われていたのですか。	報告事項について 入札・契約の手続きの運用状況の報告について （事務局から入札・契約事務の経過について説明する。） （１）はい。５棟１３０戸に対して防鳥ネットを設置しました。 （２）耐用年数は５年程度です。 （３）はい。以前張ってあったネットは全て外して、今回のものを設置しました。 （４）建築一式で選定を行いました。 （５）今回の工事では、専門業者でなくても対応できるということで、建築一式で人吉市内の業者から指名しました。 （６）今回初めて行いました。これまでは、入居者や市がネットを張るなど、個別に対応

(7) 今後、他の市営住宅での防鳥ネット設置工事は予定されていますか。 (8) 1回目の契約変更の理由は何ですか。 (9) 防鳥ネットは特殊な素材ですか。	していましたが、解決できなかったため全体的に設置をしました。 (7) 今年度は鶴田団地を計画しています。ハトの被害が多いところから順番に行っていく予定です。 (8) メーカーから、注文が急増して材料が欠品していると連絡があったため、工期の変更を行いました。 (9) 網は難燃性で防鳥専用のものです。
抽出審議工事2 国補災道第94号 鹿目田野線道路災害復旧工事 (1) この工事は法面工事ですか。 (2) 変更契約が2回行われていますが、漁協や林業関係者との協議を主導するのは発注者(市)ですか。受注業者が直接行うのですか。 (3) 林業関係者とはどのような協議を行うのですか。 (4) 契約変更の理由が、漁協や林業関係者との調整に日数を要したためとありますが、協議をする基準等はあるのですか。 (5) 林業関係者からはどのような意見がありましたか。	(事務局より入札・契約事務の経過について説明する。) (1) 法面工事ではなく、今回の施工箇所は護岸兼用道路の復旧工事です。 (2) 発注者と受注業者両方が立ち会って協議します。発注者からは、工事の内容や計画を説明し、受注業者からは、工事の期間やどのような工事をするかといった詳しい内容の説明をします。 (3) 木材の搬出時に大型車の通行があります。今回の工事は道路工事もあり交通規制が発生することから、調整を行いました。 (4) 河川に関わる工事の場合は全て連絡をしています。工事により上流側で汚濁が発生すると、下流側へも影響が出てくるため、そういったところを考慮して、漁協と協議をした上で施工しています。今回は工期の途中で林業関係者から相談があったため、協議をして工期を延長しました。 (5) 工期中に通行したいとの申出があった場合、その日は工事を中断することになります。今回は、その日数分の工期を延長しまし

(6) 工期延長をしています、契約金額の増額は発生しなかったのですか。 抽出審議工事 3 御館跡北側石垣災害復旧工事 (1) 石垣の石材を当時と同じ材質のものを使用するとの説明がありましたが、こういった種類のものですか。 (2) 石の採掘については、地元で許可を得ているのですか。 (3) 落札率が 99.4%と非常に高い。専門的な工事となるので、入札金額も差があるかと思いますが金額が接近している。考えられる理由はありますか。 (4) 文化財の保存工事ですが、国の補助金で行われている事業ですか。 (5) 工期延長に伴い、今後、設計額の変更はありますか。 (6) 今回の施行範囲外の東側部分については、工事対象とならなかったのですか。	た。 (6) 今回の工事については、数量の変更はありません。作業内容は期間が延びても変わらず、当初の工事金額の中に経費分も入っており、その中で対応できるというところで、金額の変更はありません。 (事務局より入札・契約事務の経過について説明する。) (1) 加久藤溶結凝灰岩や地元では矢黒石と呼ばれている石が含まれていることは分っています。そういった石材が分かっているものは、産地の石を元に加工しています。大半の石については再利用することが可能です。文化財を扱う際は、元々あったものを戻すということが根本にあるため、なるべく新しい材料を使わないようにしています。 (2) 石材は施工業者がストックをしているもので対応しています。 (3) 昨年から予定価格を公表しており、この案件も公表対象でした。伝統的な工法による特殊工事となるため、予定価格に近付いたところでの入札だったと考えられます。 (4) この工事は災害復旧事業で行われており、国からの補助金は70%、県からの補助金が5%、残りは市で負担します。 (5) 経費等の変更があった場合は、変更設計で調整し対応します。 (6) 石垣の解体は、文化財を壊すということになるので、文化財保護の観点から、崩れる危険性や緊急性がある箇所などやむを得ない箇所の工事を優先して実施しています。文化庁とも調整を行いながら、どの部分を解体するのが効果的かを考え、工事範囲につい
--	--

(7) ほかにも工事が必要な箇所があると思いますが、今後の工事等の予定はあるのですか。 抽出審議工事 4 人吉市 280MHz デジタル同報無線システム整備工事 (1) 工期が9月までとなっていますが、ラジオだけを配布しても受信できるのですか。 (2) 設計業務の委託は別に行ったのですか。 (3) 設計業務委託は指名競争入札ですか、随意契約ですか。 (4) 東京テレメッセージ社ありきで工事を進めたということですか。また、東京テレメッセージ社に認定された業者しか指名されていませんが理由は何ですか。 (5) 電波塔はこれから建てるのですか。 (6) ラジオが2種類ありますが、違いは何ですか。 (7) 他市町村で同じシステムを使っている所はありますか。	では決定しました。 (7) すぐには工事ができないので、大型の土のうを置いて養生しています。現時点では計画段階であり、予算化はこれから行います。 (事務局より入札・契約事務の経過について説明する。) (1) 高塚山送信局の工事が完了しなければ、防災ラジオとしての受信はできません。 (2) はい。東京テレメッセージ社に設計業務を委託しました。その設計に基づき本工事の入札を行いました。 (3) 随意契約です。 (4) 次期出水期までに整備完了することを第一に、ランニングコストなどを踏まえていくつか比較検討した結果、280MHz 同報無線システムに決定しました。東京テレメッセージ社が 280MHz の周波数の許可を持っている唯一の事業者のため、設計業務を東京テレメッセージ社へ委託しました。本工事は東京テレメッセージ社が技術提携し人吉市に入札参加資格登録のある業者を指名して入札を行いました。 (5) 既存の消防無線用の鉄塔があるので、その鉄塔へ今回の無線用のアンテナを立てます。 (6) 一般用と難聴者用の2種類です。 (7) 近隣では、あさぎり町が同じシステムを使用しています。ほかに宮崎県小林市、長
--	---

(8) 今回の無線システムに人口規模は関係がありますか。 (9) 送信局は高塚山の1箇所となっているが問題はないのですか。 (10) この工事は国の補助金対象の事業ですか。	崎県大村市など全国的に見ても導入している自治体は多数あります。 (8) 人口規模によってシステムが使えないということはありません。送信局が1箇所か2箇所になるかの違いだけであり、問題はありません。 (9) 実施設計の段階で調査を行い、受信できない地域はないとの結論でした。もし受信できないということが出てくれば、個別にアンテナを立てるなどして対応することになります。 (10) 国の災害関係の補助金対象の事業です。それを活用して、市民に無償で防災ラジオを貸与します。
---	---